

お問い合わせの多い質問(事業所)

《助成対象について》

質問	回答
事業者であれば、すべて対象となるの？	中小企業者、中小企業等協同組合、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、認可地縁団体などを対象としています。また、工場や指定作業場に該当する場合は、工場認可を受けていること、指定作業場として区に届出をしていることが対象の要件となりますので、ご確認の上、申し込みをしてください。
NPO法人は対象になるの？	事業所対象の中に入ります。
設備を設置する事業所(施設等)は葛飾区内にあるが、本社が葛飾区外にある場合は対象になるの？	設置する建物が葛飾区内にあれば、対象になります。この場合、区内(申請する建物)で事業を営んでいることが確認できる書類を提出していただきます。
区内にビルを持っている事業者である。テナントとして貸し出しているが、事業所としての助成対象となるか？	貸主が貸し出している物件につきましては、そこで事業を営んでいることに該当しないため、助成の対象とはなりません。借主がそこで事業を行っている場合は、貸主の同意を得た上で借主が申請いただくことは可能です。
申請には、申請者本人が行かなくては行けないの？	窓口には、施工業者など、代理の方がお持ちいただいても結構です。申請者本人以外が提出する場合、完了報告時の添付書類には、領収書のほかに金融機関発行の振込控の写しが必要になります。また、郵送でも受け付けいたします。

《申込書について》

質問	回答
申込書はどこにあるの？	区役所(4階410番環境課)、テクノプラザかつしか、区民事務所に置いてあります。また、ホームページからダウンロードすることもできます。
申込日はいつを書けば良いの？	提出日です。
いつまでに申込書を提出すれば良いの？	平成32年3月31日(火)まで に、郵送(必着)か窓口を持参してください。原則として設置工事前にお申し込みいただく必要がありますので、ご注意ください。また、工事完了後2カ月以内に、領収書等必要書類を揃え、「設置完了報告書兼助成金交付申請書」とともに提出していただくことが前提条件となっておりますので、それを踏まえた上で余裕をもったお申し込み、工事等をお願いします。
法人の場合、印鑑は社印(角判)でいい？ また、個人の場合は実印でないといけないの？	法人等の場合は代表者印を、個人・個人事業者の場合は個人印を押印してください。印鑑は実印である必要はありません。ただし、スタンプ印(シャチハタ等)は不可です。申込書と完了報告時の書類は同一の印鑑を押していただきます。

《申込書の添付書類について》

質問	回答
機器等の形状や規格がわかる書類はどんなものを提出すれば良いの？	対象機器の条件を確認するための書類なので、要件について記載されているパンフレットや仕様などをご提出ください。
機器等の設置又は施工場所を示す書類はどんなものを提出すれば良いの？	機器等の設置場所や施工場所を確認したいので、それが分かるような平面図や立面図をご提出ください。図面は手書きでも構いません。遮熱塗装等断熱改修については、施工面積が確認できるように計算式も入れてください。
機器等の設置または施工前の現況写真は、どんなものを提出すれば良いの？	現在設置している機器等の全体写真と機器等の規格等が記載されている部分のズーム写真をご提出ください。規格等が同じ場合は、その中の1つのズーム写真を提出いただければ結構です。
提出書類の中に、納税証明書とあるが、領収書でも良いの？	納税通知書(領収書)ではなく、法人都民税納税証明書及び特別区民税・都民税納税証明書の原本をご提出ください。 必ず前年度(平成31年度助成については平成30年度のもの)をご用意ください。

お問い合わせの多い質問(事業所)

質問	回答
社会福祉法人、学校法人、宗教法人等収益事業をしていない場合は非課税となる。法人住民税の場合は、非課税証明書が発行されないが、どうしたらいいの？	非課税の場合は、「滞納処分を行われていない証明書」を都税事務所で発行してもらってください。事前に都税事務所へ問い合わせ、必要な書類の確認をしてください。
登記簿謄本とあるが、10年前に取得したもので良いか？	役所等の発行する証明書類は発行後3か月以内のものをご提出ください。また、コピーではなく、原本をご提出ください。
登記簿謄本(登記事項証明書)の提出はオンラインで取得したものでよいのか？	オンラインでダウンロードしたものと、紙で提出していただく場合、その書面には登記官の認証文や登記官印が付されないため、登記事項証明書のような証明力がなくなってしまいます。そのため、登記簿謄本(原本)の提出をお願いいたします。
個人事業者の場合、事業申告書の写しを提出する必要があるが、これは何を提出すれば良いの？	直近の確定申告書の写しなど、事業所等の住所及び業種等事業を営んでいることが確認できる書類をご提出ください。集合住宅を所有する個人の方も同様に確定申告書の写し(不動産収入の内訳)をご提出ください。飲食店、クリーニング所、公衆浴場など保健所に営業届を提出している方は発行後3ヶ月以内に保健所から発行された「営業証明書」をご提出いただいても構いません。
建物が自己所有ではなく、賃貸又は使用貸借の場合は対象になるの？	所有者の同意書を提出いただければ、対象になります。

《完了報告書・請求書について》

質問	回答
申込をした年度内に完了報告書・請求書を提出しなければいけないの？	平成30年度からは、申込をした年度を超えても完了報告書・請求書を提出できるようになりました。例として、平成32年(平成31年度)3月に申込→平成32年(平成32年度)5月に工事完了→平成32年6月に完了報告書・請求書を提出ということができます。 ただし、この場合、申込をした年度の要件(金額等)で助成金を受けることとなります。
請求する人は申請者でないといけないの？	申請者と請求者は同一の方でお願いします。
請求者が法人の場合、振込口座は法人の口座でないといけないの？	請求者が法人の場合は振込口座も法人の口座である必要があります。個人の口座には振り込めません。

《入金について》

質問	回答
助成金が入金されるまでにどのくらいかかるの？	申請(完了報告)状況にもよりますが、通常ですと、申請書をいただいてから入金まで1か月程度とお考えください。

《対象機器等について》

太陽光発電システム

質問	回答
同一敷地内に2棟の建物があり、1棟は既に太陽光パネルを設置し助成を受けている。もう一つの建物に新たにパネルを設置したいが、助成の対象となるのか？	建物ごとの申請であるため、別の建物であれば対象となります。この場合、配電盤が別々となっており、系統電源の契約も別になっていることが条件となります。

お問い合わせの多い質問(事業所)

LED照明機器

質問	回答
駐車場事業を営んでいる。場内の照明をLEDに交換したいが、助成の対象となるのか？	駐車場事業につきましては、助成の対象となりません。 事務所が併設されている場合、その事務所内については対象となります。
今まで複数の蛍光灯が並んでいたものを、一つの大きな器具にまとめた。この場合、助成対象となる器具は一つとして算定するのか？	蛍光灯をシーリングライト等に変更する場合で、元の明るさ(lm)以上を確保した上で省エネになるものであれば、取り外す器具の本数で算定します。 ※蛍光灯型から蛍光灯型の交換で、間引きしたものは除きます。 ※器具の数が増える場合は、増加した分は助成の対象となりません。
水銀灯からLED照明機器への交換は対象となるのか？	東京都の省エネ促進税制対象機器として指定を受けているものに交換する場合は、助成の対象となります。

遮熱塗装等断熱改修

質問	回答
屋上に直接、高反射率塗装を行うのではなく、日射反射率の高い防水シートによる施工をしたい。助成の対象となるのか？	日射反射率が50%を超える部材(防水シート・タイルなど)や、同等以上の性能の塗装等を施工する場合には、助成の対象となります。 この場合も、第三者機関による性能の証明書を添付していただくこととなります。
国内の第三者機関の証明とは、具体的にどんなものか？	財団法人日本塗料検査協会や、財団法人建材試験センター等が発行している試験結果報告書などになります。

電気自動車等

質問	回答
事業者がリースで使用する電気自動車については、助成の対象となるのか？	リースで使用する電気自動車については、助成の対象となりません。